

令和3年7月12日

生徒
保護者 各位

東京都立成瀬高等学校長
高野 修一

緊急事態宣言下に伴う本校の対応について

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
7月8日に、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は7月12日から8月22日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとなりました。

都立学校においては、新型コロナウイルス感染症の変異株による若年層への感染リスクが高いことを踏まえ、下記のとおり、学校や家庭での感染症対策を一層徹底して教育活動を継続いたします。特に、部活動や学校内外での飲食等による感染事例が見られていることから、マスクの着用や黙食の徹底、放課後の速やかな帰宅など、感染症対策の徹底に努めてまいります。何卒、御理解、御協力のほどお願い申し上げます

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する。

2 学校の教育活動

時差通学（登校9時）、短縮45分授業を継続する。

3 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

ア 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

イ 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）

ウ 登校時の健康チェック

エ 30分に1回以上換気

オ 授業終了後は速やかに下校

(2) 部活動について

原則、部活動は中止とする。ただし、校長の責任の下、全国高等学校体育連盟、全国高等学校文化連盟、関東高等学校体育連盟、東京都高等学校体育連盟（専門部）、東京都高等学校文化連盟、東京都高等学校野球連盟が主催する大会、国民体育大会予選、国公立大会等への出場や定期演奏の実施、当該大会等に伴う練習は可とする。

大会出場等を目的としない部活動において、校長の責任の下、生徒の心身の健康等を維持するために、真に必要と判断した場合には、健康観察を確実にを行い、週に3日以内で活動を認める（学期中については、平日に限る）。

4 学校行事について

児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。ただし、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。

[問い合わせ先]

副校長 小川 直哉
TEL 042-725-1533